公益財団法人　浜田広介記念館定款

第　１　章　　総　　則

（名　　称）

第　１　条　この法人は、公益財団法人浜田広介記念館（以下「広介記念館」という。）という。

（事 務 所）

第　２　条　この法人は、主たる事務所を山形県高畠町におく。

第　２　章　　目　的　及　び　事　業

（目　　的）

第　３　条　この法人は、高畠町出身の童話作家浜田広介の文学的功績をたたえ、浜田広介と児童文学に関する資料等の収集、保存、展示をすることによりその業績を永く後世に伝えるとともに、地域の芸術文化及び児童文学の向上発展に寄与し、あわせて県内外から多くの人が集う文化施設としての役割を果たすことを目的とする。

（事　　業）

第　４　条　前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）浜田広介に関する資料の収集、保存、調査研究に関する事業

（２）ひろすけ童話賞の実施

（３）児童文学に関する講座、講演及び各種イベント等の開催

（４）児童文学活動の振興及び奨励

（５）物品販売に関する事業

（６）その他この法人の目的達成のため必要な事業

２　前項の事業は山形県高畠町において行うものとする。

第　３　章　　資　産　及　び　会　計

（基本財産）

第　５　条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第　６　条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第　７　条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第　８　条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の書類のほか、次の書類を事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告書

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第　９　条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第２項第４号の書類に記載するものとする。

第　４　章　　評　議　員

（評 議 員）

第　10　条　この法人に評議員 10 名以上 15 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第　11　条　評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

２　評議員選定委員会は、評議員１名、監事１名、事務局員１名、次項の定めに基づいて選任された外部委員２名の合計５名で構成する。

３　評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

（１）この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

（２）過去に前号に規定する者となったことがある者

（３）第１号又は第２号に該当する者の配偶者、３親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

４　評議員選定委員の任期は、選任された日から同日の属する事業年度の翌年度の定時評議員会の終結の時までとする。

５　評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
６　評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
（１）当該候補者の経歴
（２）当該候補者を候補者とした理由
（３）当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
（４）当該候補者の兼職状況
７　評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。
８　評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
９　前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
（１）当該候補者が補欠の評議員である旨
（２）当該候補者を１人または２人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
（３）同一の評議員（２人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該２人以上の評議員）につき２人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
１０　第８項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

第　12　条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
３　評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第　13　条　評議員は無報酬とする。

第　５　章　　評　議　員　会

（構　　成）

第　14　条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権　　限）

第　15　条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）理事及び監事の選任及び解任
（２）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
（３）定款の変更
（４）残余財産の処分
（５）基本財産の処分又は除外の承認
（６）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　　催）

第　16　条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　　集）

第　17　条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事

長が招集する。
2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
（決　　議）
第　18　条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）基本財産の処分又は除外の承認
（４）その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
（議 事 録）
第　19　条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第　6　章　　役　　員

（役員の設置）
第　20　条　この法人に、次の役員を置く。
（１）理事　10 名以上 15 名以内
（２）監事　２名
2　理事のうち１名を理事長、１名を常務理事とする。
3　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法 91 条第１項２号の業務執行理事とする。
（役員の選任）
第　21　条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
（理事の職務及び権限）
第　22　条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3　代表理事は、毎事業年度毎に４ケ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
（監事の職務及び権限）
第　23　条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
（役員の任期）
第　24　条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
2　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議

員会の終結の時までとする。
3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4　理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の解任）
第　25　条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
（報　　酬）
第　26　条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事又は監事に対しては、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第　7　章　　理　事　会

（構　　成）
第　27　条　理事会は、すべての理事をもって構成する。
（権　　限）
第　28　条　理事会は、次の職務を行う。
（1）この法人の業務執行の決定
（2）理事の職務の執行の監督
（3）理事長及び常務理事の選定及び解職
（招　　集）
第　29　条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
（決　　議）
第　30　条　理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
（議 事 録）
第　31　条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第　8　章　　顧問並びに調査研究員及び事務局

（顧問並びに調査研究員）
第　32　条　広介記念館に顧問及び調査研究員を置くことができる。
2　顧問及び調査研究員は、広介記念館に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
3　顧問は無報酬とし、理事長から諮問された事項について、理事長に対し意見を述べるこ

とができる。
4　調査研究員は、無報酬とし、第４条第１号及び第４号の事業を担任する。
（事 務 局）
第　33　条　広介記念館は、事務を処理するため、事務局を置く。
2　事務局に館長及び必要な職員を置き、有給とする。
3　館長は、常務理事が兼任する。
4　事務局長は、理事会の決議により理事長が任免する。
5　職員は、理事会の決議を得て理事長が任免する。
6　事務局及び職員に必要な事項は、理事会の承認により別に定める。

第　9　章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第　34　条　この定款は、評議員の決議によって変更することができる。
2　前項の規定は、この定款の第３条及び第４条及び第 11 条についても適用する。
（解　　散）
第　35　条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。
（公益認定の取り消し等に伴う贈与）
第　36　条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは高畠町に贈与するものとする。
（残余財産の帰属）
第　37　条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは高畠町に贈与するものとする。

第 10 章　公 告 の 方 法

（公告の方法）
第　38　条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

附　　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第１項において読み

替えて準用する同法第 106 条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の理事長は、鈴木征治とする。

４　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

公益財団法人 浜田広介記念館 最初の評議員

№	氏　名
1	佐　藤　　護
2	山　中　三　平
3	佐　藤　正　洋
4	長谷部　恵美子
5	新　藤　　嗣

№	氏　名
6	島　津　恵理子
7	栗　田　洋　子
8	小　口　　稔
9	冨　沢　久美子
10	吉　田　弘　二

№	氏　名
11	山　村　義　美
12	前　田　みゆき
13	島　津　正　道

附　　則（平成 26 年６月 19 日　第４号）

この定款は、平成 26 年６月 19 日から施行する。

附　　則（平成 28 年３月 24 日　第４号）

この定款は、平成 28 年７月１日から施行する。

附　　則（令和３年６月 18 日　第４号）

この定款は、令和３年７月１日から施行する。

附　　則（令和６年６月 19 日　第３号）

この定款は、令和６年６月 19 日から施行する。

別　表

財産種別	金　額	金融機関
定期預金	５，３００万円	山形おきたま農業協同組合たかはた支店